



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 3 日 (金)
号外第 16 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 選管規則	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条の規定による審査公報の配布に関する規則の一部を改正する規則（1）	2
	最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則（2）	3
	公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則（3）	4

選挙管理委員会規則

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条の規定による審査公報の配布に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条の規定による審査公報の配布に関する規則の一部を改正する規則

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条の規定による審査公報の配布に関する規則（昭和27年鳥取県選挙管理委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>最高裁判所裁判官国民審査の審査公報の配布に関する規則</u></p> <p>最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第28条の規定による審査公報の配布については、衆議院議員選挙における選挙公報の配布の方法による。</p>	<p><u>最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条の規定による審査公報の配布に関する規則</u></p> <p>最高裁判所裁判官国民審査法施行令第31条の規定による審査公報の配布については、衆議院議員選挙における選挙公報の配布の方法による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規則

第1条 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和27年鳥取県選挙管理委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用)</p> <p>第1条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条の規定による裁判官の氏名等の掲示（以下「<u>掲示</u>」という。）については、法令に定めるものの<u>ほか</u>、この規程による。</p> <p>(掲示の様式)</p> <p>第2条 <u>掲示は、別記様式により</u>県の選挙管理委員会において印刷して市町村の<u>選挙管理委員会</u>に送付したものでなければならない。</p> <p>2 掲示には裁判官の氏名に<u>振り仮名</u>を付さなければならない。</p> <p>(掲示の補修)</p> <p>第3条 市町村の<u>選挙管理委員会</u>は掲示が<u>著しく汚損</u>し又は破損したときは、直ちにこれと取換え又は補修しなければならない。</p>	<p>(適用)</p> <p>第1条 最高裁判所裁判官国民審査法（以下「<u>法</u>」という。）第52条の規定により<u>掲示する</u>裁判官の氏名等の掲示（以下「<u>掲示</u>」という。）については、法令に定めるものの<u>外</u>この規程による。</p> <p>(掲示の様式)</p> <p>第2条 <u>法第52条の規定により行う</u>掲示は別記様式により県の選挙管理委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）において印刷して市町村の<u>委員会</u>に送付したものでなければならない。</p> <p>2 掲示には裁判官の氏名に<u>振仮名</u>を付さなければならない。</p> <p>(掲示の補修)</p> <p>第3条 市町村の<u>委員会</u>は掲示が<u>著るしく汚損</u>又は破損したときは、直ちにこれと取換え又は補修しなければならない。</p>

第2条 最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式備考を次のように改める。

備考 氏名及び任命年月日が同一である者が2名以上ある場合においては、任命年月日の欄の下に欄を追加して、これらの者を区別するに足りる事項を掲載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第3号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

第1条 公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(投票用紙等の送致)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 投票用紙及び仮投票用封筒は、<u>鍵</u>のかかる場所に入れ、嚴重に保管しなければならない。</p>	<p>(投票用紙等の送致)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 投票用紙及び仮投票用封筒は、<u>かぎ</u>のかかる場所に入れ、嚴重に保管しなければならない。</p>
<p>(投票所の設備)</p> <p>第17条 市町村の委員会は、投票所には別記第6号様式に準じて作成した標札をその門戸に掲げる<u>ほか</u>、選挙人の数及び施設に応じて適宜斟酌し、別記第7号様式に準じて、受付所、選挙人控所、選挙人名簿対照及び投票用紙交付所、投票記載所並びに投票箱の置場等を設備しなければならない。</p>	<p>(投票所の設備)</p> <p>第17条 市町村の委員会は、投票所には別記第6号様式に準じて作成した標札をその門戸に掲げる<u>外</u>、選挙人の数及び施設に応じて適宜斟酌し、別記第7号様式に準じて、受付所、選挙人控所、選挙人名簿対照及び投票用紙交付所、投票記載所並びに投票箱の置場等を設備しなければならない。</p>
<p>(投票所の取締り)</p> <p>第18条 投票管理者は、投票所の門戸及び出入口の<u>取締り</u>を嚴重にしなければならない。</p> <p>2 投票所の<u>取締り</u>、投票箱の看守又はその送致について、特に必要があるときは、投票管理者は、あらかじめ、当該警察官の派遣を求めることができる。</p>	<p>(投票所の取締り)</p> <p>第18条 投票管理者は、投票所の門戸及び出入口の<u>取締り</u>を嚴重にしなければならない。</p> <p>2 投票所の<u>取締り</u>、投票箱の看守又はその送致について、特に必要があるときは、投票管理者は、あらかじめ、当該警察官の派遣を求めることができる。</p>
<p>(投票箱を閉鎖した場合の措置)</p> <p>第23条 投票管理者は、投票箱を閉鎖したときは、その<u>鍵</u>を各別の封筒に入れ、2人以上の投票立会人とともに封印をし、その表面に<u>鍵の別、投票区名及び保管者の職氏名</u>を記載しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(投票箱を閉鎖した場合の措置)</p> <p>第23条 投票管理者は、投票箱を閉鎖したときは、その<u>かぎ</u>を各別の封筒に入れ、2人以上の投票立会人とともに封印をし、その表面に<u>かぎの別及び投票区名並びに保管者の職氏名</u>を記載しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例)</p> <p>第23条の2 <u>法第41条の2第1項の規定により設ける共通投票所に第10条、第11条、第15条、第16条、第19条から第21条まで、前条及び第28条の規定を適用する場合においては、これらの規定中次の表の左欄</u></p>	

に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条第1項	投票所	投票所又は共通投票所
第20条第1項	投票所	投票所又は共通投票所
前条第1項	投票区名	投票区名又は共通投票所名

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第23条の3 法第48条の2第1項の規定による期日前投票に第10条、第11条、第15条、第16条、第19条から第21条まで、第23条及び第28条の規定を適用する場合においては、これらの規定中次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(投票所に関する規定の準用)

第23条の4 第13条、第14条第2項、第17条、第18条及び第22条の規定は、共通投票所及び期日前投票所について準用する。

(不在者投票を取り扱う場合の選挙人名簿の表示)

第25条 令第53条第1項若しくは第2項又は令第59条の4第4項によって、投票用紙及び投票用封筒又は不在者投票証明書を交付し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便で発送した場合においては、市町村の委員会の委員長は、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本にその旨を付せん等をもって表示しなければならない。

2 選挙人が令第64条第2項の規定によって、不在者投票をしなかったとき又は当該選挙が終了した場合においては、前項の表示はこれを取り除かなければならない。

(船員の特例により不在者投票の投票用紙等を交付した場合の措置)

第27条 市町村の委員会の委員長は、船員が令第51条の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した場合において、これに対し投票用紙及び投票

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第23条の2 法第48条の2第1項の規定による期日前投票に係る規定の適用については、この規定中特別の定めがある場合を除いて、第10条、第11条、第15条、第16条、第19条から第21条まで、第23条及び第28条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

(投票所に関する規定の準用)

第23条の3 第13条、第14条第2項、第17条、第18条及び第22条の規定は、期日前投票所について準用する。

(不在者投票を取り扱う場合の選挙人名簿の表示)

第25条 令第53条第1項若しくは第2項又は令第59条の4第3項によって、投票用紙及び投票用封筒又は不在者投票証明書を交付し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便で発送した場合においては、市町村の委員会の委員長は、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本にその旨を付せんをもって表示しなければならない。

2 選挙人が令第64条第2項の規定によって、不在者投票の手続を変更したとき又は当該選挙が終了した場合においては、前項の表示はこれを取除かなければならない。

(船員の特例により不在者投票の投票用紙等を交付した場合の措置)

第27条 市町村の委員会の委員長は、船員が令第51条の規定によって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した場合において、これに対し投票用紙及び投票

用封筒を交付したときは、その船員の住所又は船舶所有者の事務所の所在地、氏名、当該選挙の種類並びに投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日を記入した簿冊を調製しなければならない。

2 略

(在外投票における関係規定の適用の特例)

第27条の2 在外投票に第25条の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第25条第1項	令第53条第1項若しくは第2項又は令第59条の4第4項の規定	令第53条第1項の規定
	投票用紙及び投票用封筒又は不在者投票証明書を交付し、	投票用紙及び投票用封筒を交付し、
第25条第2項	令第64条第2項	令第65条の13第1項により読み替えて適用される令第64条第2項

2 略

第1号様式（第5条関係）

その1（申出人に対する通知）

（ 番 号 ）
年 月 日

申出人 様

選挙管理委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について（通知）

あなたが当委員会に対して申し出た選挙人名簿の登録に関する異議については、下記の通り決定しましたので、公職選挙法（第30条の8第1項において準用する同法）第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1～4 略

(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法（第30条の9第1項において準用する同法）第25条第1項の規定により本通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に市（町又は村）選挙管理委

用封筒を交付したときは、その船員の住所（又は船舶所有者の事務所の所在地）、氏名、当該選挙の種類並びに投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日を記入した簿冊を調製しなければならない。

2 略

(在外投票に関する規定の準用)

第27条の2 第25条の規定は、在外投票について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第25条第1項	令第53条第1項若しくは第2項又は令第59条の4第3項の規定	令第53条第1項の規定
	投票用紙及び投票用封筒又は不在者投票証明書を交付し、	投票用紙及び投票用封筒を交付し、

2 略

第1号様式（第5条関係）

その1（申出人に対する通知）

（ 番 号 ）
年 月 日

申出人 様

選挙管理委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する決定について（通知）

あなたが当委員会に対して申し出た選挙人名簿の登録に関する異議については、下記の通り決定しましたので、公職選挙法（第30条の8第1項において準用する同法）第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1～4 略

(注) この決定に不服がある場合は、公職選挙法（第30条の9第1項において準用する同法）第25条第1項の規定により本通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に市（町）（村）選挙管理委

員会を被告として、鳥取地方裁判所に出訴することができます。

備考 略

その2（関係人に対する通知）

（ 番 号）

年 月 日

関係人 様

選挙管理委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する
決定について（通知）

あなたの選挙人名簿の登録に関し、当委員会に対して下記1のとおり異議の申出があり、この異議の申出を下記2の理由により正当であると決定しましたので、公職選挙法（第30条の8第1項において準用する同法）第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1・2 略

（注） この決定に不服がある場合は、公職選挙法（第30条の9第1項において準用する同法）第25条第1項の規定により本通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に市（町又は村）選挙管理委員会を被告として、鳥取地方裁判所に出訴することができます。

第3号様式（第8条関係）

その1 略

その2（令第22条第2項の報告）

選挙人名簿再調製報告書

選挙管理委員会

1～5 略

略

備考 略

第9号様式（第26条関係）

不在者投票事務処理簿

投票区

選挙人名簿登録番号	投票用紙及び投票用封筒を交付し	男	請求の方	請求の月日	事由	交付の月日	不在者投票明書交付	投票の有無			備考
								投票の有無	投票の有無	投票の有無	
								投票の有無	投票の有無	投票の有無	

員会を被告として、裁判所に出訴することができます。

備考 略

その2（関係人に対する通知）

（ 番 号）

年 月 日

関係人 様

選挙管理委員長 印

選挙人名簿に関する異議の申出に対する
決定について（通知）

あなたの選挙人名簿の登録に関し、当委員会に対して下記1のとおり異議の申出があり、この異議の申出を下記2の理由により正当であると決定しましたので、公職選挙法（第30条の8第1項において準用する同法）第24条第2項の規定に基づき通知します。

記

1・2 略

（注） この決定に不服がある場合は、公職選挙法（第30条の9第1項において準用する同法）第25条第1項の規定により本通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に市（町）（村）選挙管理委員会を被告として、裁判所に出訴することができます。

第3号様式（第8条関係）

その1 略

その2（令第22条第2項の報告）

選挙人名簿再調整報告書

選挙管理委員会

1～5 略

略

備考 略

第9号様式（第26条関係）

不在者投票事務処理簿

投票区

選挙人名簿登録番号	投票用紙及び投票用封筒を交付し	男	請求の方	請求の月日	事由	交付の月日	不在者投票明書交付	投票の有無			備考
								投票の有無	投票の有無	投票の有無	
								投票の有無	投票の有無	投票の有無	

た選挙 人										の 有 無	送付若 しくは 送致の 有無	送付若 しくは 送致を 受けた 月日						
略																		
(氏 名)	男 ・ 女	(郵 便 等)	(2 項)	(郵便 等)	(無)	(有)				(県 郡 町 番 地)								
(氏 名)	男 ・ 女	(オ ン ラ イ ン)	(1 項 2 号)	(郵便 等)	(無)	(有)				(市 役 所)								
略																		
(氏 名)	男 ・ 女	(少 年 院 の 長)	(1 項 3 号)	(郵便 等)	(無)	(有)				(県 市 少 年 院)								
(氏 名)	男 ・ 女	(少 年 鑑 別 所 の 長)	(1 項 3 号)	(郵便 等)	(無)	(有)				(県 市 少 年 鑑 別 所)								
略																		

備考

- 略
- 請求の方法の記載例中「直接」、「郵便等」又は「オンライン」とあるのは、選挙人が直接に、郵便若しくは信書便により、又は電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により請求した場合をいい、「船長」、「病院の院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者支援施設の長」、「保護施設の長」、「刑事施設の長」、「留置施設の留置業務管理者」、「少年院の長」、「少年鑑別所の長」又は「婦人補導院の長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。
- 3・4 略
- 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」

た選挙 人										の 有 無	送付若 しくは 送致の 有無	送付若 しくは 送致を 受けた 月日						
略																		
(氏 名)	男 ・ 女	(郵 便 等)	(2 項)	(郵便 等)	(無)	(有)				(県 郡 町 番 地)								
(氏 名)	男 ・ 女	(少 年 院 の 長)	(1 項 3 号)	(郵便 等)	(無)	(有)				(県 市 少 年 院)								
(氏 名)	男 ・ 女	(少 年 鑑 別 所 の 長)	(1 項 3 号)	(郵便 等)	(無)	(有)				(県 市 少 年 鑑 別 所)								
略																		

備考

- 略
- 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」とあるのは、選挙人が直接に、又は郵便若しくは信書便で請求した場合をいい、「船長」、「病院の院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者支援施設の長」、「保護施設の長」、「刑事施設の長」、「留置施設の留置業務管理者」、「少年院の長」又は「婦人補導院の長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。
- 3・4 略
- 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便等」

<p>とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人又は船長、病院の院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、<u>少年鑑別所の長</u>若しくは婦人補導院の長に直接交付し、又は郵便若しくは信書便で送付した場合をいう。</p> <p>6～8 略</p> <p>第9号様式の2（第26条関係）</p> <p>不在者投票事務処理簿（在外投票関係）</p> <p style="text-align: center;">（指定在外選挙投票区名 ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 事由の欄には、<u>法第49条の2第4項</u>の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項各号の区分に従い表示するものとする。</p> <p>5～8 略</p>	<p>とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人又は船長、病院の院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長に直接交付し、又は郵便若しくは信書便で送付した場合をいう。</p> <p>6～8 略</p> <p>第9号様式の2（第26条関係）</p> <p>不在者投票事務処理簿（在外投票関係）</p> <p style="text-align: center;">（指定在外選挙投票区名 ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 事由の欄には、<u>法第49条の2第2項</u>の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項各号の区分に従い表示するものとする。</p> <p>5～8 略</p>
---	--

第2条 公職選挙法による選挙事務規程の一部を次のように改正する。

第4号様式から第6号様式まで、第8号様式及び第10号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

選 任 書

住 所

氏 名

年 月 日執行の選挙につき本市（町又は村）投票区（共通投票所又は期日前投票所）の投票管理者（投票管理者の職務代理人又は職務管理者）に選任します。

※職務を行う日 年 月 日

年 月 日

市（町又は村）選挙管理委員会（委員長） 印

※印は、期日前投票の場合に限り記載するものとする。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

市（町又は村）選挙管理委員会委員長 氏名 印

（投票管理者 氏名 印）

様

選任通知書

年 月 日執行の選挙につきあなたを投票所（共通投票所又は期日前投票所）の投票立会人に選任したので下記により立会いをお願いします。

記

1 立ち会うべき日時 月 日 時から 時まで

2 投票所の場所

第6号様式（第17条関係）

郡

(市)
町
(村)

選挙

投票区
(共通又は期日前)
投票所

第8号様式（第19条関係）

表面

選挙投票所入場券				
選挙人名簿番号	符号	第 号		
選挙人の住所氏名				
投票の場所				
投票の日時	月 日 午前 時から 午後 時まで			
到着番号	号			
投票用紙交付	選挙人名簿 対照		受付	

選挙管理委員会印

裏面

注意事項
<p>1 選挙の当日必ず本人が持参し、所定の投票所の受付に提示して入場してください。</p> <p>2 投票所に入ったら選挙人名簿との対照を受け、投票用紙を受け取ってください。</p> <p>3 心身の故障その他の事由により自分で投票の記載ができない方は、投票所の係員にその旨を申し出れば代理人による投票ができます。</p> <p>4 投票用紙には候補者一人の氏名を書き投票箱に入れてください。 候補者の氏名（名簿届出政党等の名称又は略称）以外は自分の名前でも一切書くことができません。</p>

備考

「4」については選挙の種類により、適宜記載内容を変えるものとする。

例1 衆議院議員総選挙の場合 「候補者一人の氏名（比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿届出政党等の名称又は略称）を書き」

例2 参議院議員通常選挙の場合 「候補者一人の氏名（比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称又は略称）を書き」

第10号様式（第28条関係）

選挙投票用紙及び投票用封筒精算書

区分	受高	使用高	残高	書き損じ又は汚損により引き換えたもの	投票者数
投票用紙					
仮投票用封筒					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。